

規律委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第32条及び処分等に関する規則に基づき、規律委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、理事、会員代表者、会員代表者代理人及びこれらに準ずる者並びに学識経験者のうちから選任する委員をもって構成する。

(委員)

第3条 委員は、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

2 委員の数は、9人以内とする。

3 委員の任期は1年とする。ただし、委員に欠員が生じたときに第1項の規定により選任する後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了した時は、その後任の委員が就任するまで、前任の委員がその職務を継続して執行する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名又は若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから、理事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

3 委員長は、委員会の議長となり、会議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠け又は事故があるときは、その職務を行い、又は代理する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、随時必要に応じて委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、その決議について議決権のある委員の過半数の出席がなければ議事を開き決議を行うことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

2 委員は、各1個の議決権を有する。

3 委員は、自己に特別の利害関係のある議事の場合は、その審議に参加することができない。

4 一の議案につき、賛成とする意見と反対とする意見が同数である場合は、議長が決する。

(書面等による委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の賛否（意見を含む。）を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の賛否（意見を含む。）を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(会長等の出席)

第9条 会長、各理事又は監事は、必要に応じ、委員会に出席して意見を述べることができる。

(議事に関係のある正会員等の出席)

第10条 委員長は、必要があると認めるときは、その議事に関係のある正会員又は参考人の出席を求め、事情を聴取することができる。

(議事録)

第11条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。

2 第9条第1項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。

(議事細則)

第12条 委員会は、議事手続きその他委員会の運営に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、別に必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。